

## 改正・原子力基本法

# 「安全保障に資する」って、これ、ナニ？

### 妥協の「落とし子」

「ヤブから棒」というより、「火事場ドロボー」といった方が的を射ているかもしれない。二〇一二年六月二〇日突如、国民の目の前に飛び込んできた「我が国の安全保障に資する」という文言である。

消費増税案件が、すつたもんだの挙句に、「税と社会保障の一体改革三党合意」なるもので、ひとまず片が付いた。

このドタバタ芝居の隣では、「大飯原発再稼働」からんで、原発事故のお目付け役である「原子力規制庁」の発足を巡る民・自・公の綱引きが続いていた。国民は「いつまでモタモタしてるんだ！はやく、新しい安全基準をつくれ」と躍りになっているのを尻目に、角を突き合わせていた。

ところが、「三党合意」が陽の目を見ると、「原子力規制委員会設置法」（以下、「規制委法」という）案も、民が自・公案をほぼ丸呑みし、あつさ

り与野党が矛を収めて、めでたく実現することになった。ここでも、将棋倒しを見るかのように、

第二弾目の「三党合意」が出来上がったのである。消費税と原子力規制、そもそも相關関係はないが、総理が政治生命をかける「消費税」で、自・公が民に武士の情けをかけ、その見返りに民から塩をもらった——と見られてもおかしくない。「妥協の産物」とはよく聞かすが、まさに三党合意の「落とし子」に他ならなかった。

政治の舞台裏では、よくある話で、こんなことに一々目くじらを立てていたので切りがない。

### 「開けてビックリ」玉手箱

問題は、その開取引の前身である。そこで「わが国の安全保障に資する」が登場した。新しい「規制委法案」第一条は「原子力の利用はわが国の安全保障に資することを目的とする」とうたった。さらに同法は、付則で原子力基本法の改正を規定した。

これを受けて、書き加えられたのが、原子力基本法第二条「基本方針」の二項である。現行条文の「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」に、「二 前項の安全の確保については、確立された国際的基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全ならびに

わが国の安全保障に資することを目的として行うものとする」が追加された。

この追加条項が、なぜ必要なのか——国民への説明は全くなかった。それに、原子力行政の憲法である「原子力基本法」が、他の法律の規定で、いとも簡単に改正されてよいものか——素人には全く解せない法手続きである。

この法律的是非はともかくとして、門扉の建て替えをしていると思っていいたら、いつの間にか大黒柱までリフォームされていたようなものだ。

### 電光石火の早業

いずれにしても、国民にとって「寝耳に水」とは、まさにこのことであつた。新聞報道などから、少し事実経過を辿ってみる。

「原子力規制庁設置法案」は自民党が主導したもので、それに民・公の賛同を取り付けた。議員立法として衆議院に上程されたのが六月一日、その日のうちに衆院を通過。一八日に参院で審議が始まったが、二〇日には早くも可決。電光石火のスピード審議だった。

「安全保障」なる条文は、自・公案にはあつたが、政府案には影も形もなかったもの。「増税三党合意」で自・公が皮を切らせて、「規制庁法」で民の骨を砕いた結末となつた。

「法案が届いたのは、衆院提案とほぼ同時で、付則まで十分チェックする時間はなかった」議案の修正部分の新旧対照表もなかった」と、

三党以外の議員は証言。社民党の福島瑞穂党首など記者団の質問を受けるまで、「安全保障」の字句に気づいていなかったという。

「気づかなかったのは怠慢」といえば、それまでだが、国民だけでなく、肝心の国会議員の多くにも、ある種青天の霹靂であった。

公に議論となったのは、法案成立当日。採決直前の参院委員会で、民主党議員が質問したのがきっかけ。『隠し球』で聞かされたに等しい。姑息なやり方に、まんまとやられたというべきか、開いた口がふさがらないと言えはいいのか。

## 「安全保障」とは

もう一度、改正法の条文を見てほしい。一項に「安全の確保」とあり、これについて新しい二項で「安全保障に資する」と言っているのである。

「安全の確保」では不十分で、なぜ「安全保障」が必要なのか。二〇〇八年改正された「宇宙基本法」でも「安全保障に資する」が書き加えられ、改正「原子力基本法」と同じ日に、「宇宙航空研究機構（JAXA）法」の「平和目的に限る」が削除され、「安全保障に資する」と改められた。では、「安全保障に資する」とは、何を意図しているのか。

『「安全保障」の一言が入ることで、国防力増強のために原子力を推進し、為政者の判断で即時核武装できる『潜在的核能力』を保持する』との解釈が成り立ちかねない』（みんなの党・山内

康 一国対委員長Ⅱ「山陽新聞」など「核武装への布石」との反発や批判がたちまち広がった。韓国など外国からも、懸念や警戒感の声が上がった。

しかし、政府答弁は「軍事転用の考えは一切ない」（藤村修官房長官）、「核不拡散、核テロ対策の観点から付け加えた」（細野豪志環境相）と応酬する。

「安全保障」と聞いて、われわれ庶民は「平和」をイメージするか、「軍事」を直感するか。広辞苑を引いてみると、「外部からの侵略に対し、国家の安全を保障すること」とあり、では「侵略」といえば「他国に侵入してその土地を奪い取ること」と書いてある。どう見たって、「軍事」を連想するのが自然ではないだろうか。「平和」か「軍事」かは、これからどんな政権が原子力政策を担うにしろ、しっかりと監視しなければならなくなった。

## 「平和利用」は錦の御旗

「平和利用」というバラ色のスローガンが人口に膾炙され始めるのは、一九五三年二月八日、アイゼンハワー米大統領の「アトムズ・フオー・ピース」（平和のための原子力）演説からであった。これを契機に、戦後封印されていた日本の原子力研究・開発も解禁され、スタートする。

軍事利用研究は、アメリカに後れを取ったとはいえ、日本でも、旧陸・海軍によって進められていた。巣鴨収監中に、原発の情報を勉強し

たという戦犯が、釈放後に動き出したのが、戦後の原子力開発の「隠れた出発点」であった。

表舞台で推進役を演じ出したのが、新進気鋭の改進黨代議士（当時）で、再軍備論者の中曾根康弘元首相であった。終戦時、理学博士だった岳父から原子力の知識を与えられていたというが、当選後、キッシンジャー（元米國務長官）の誘いで米国留学し、滞米中に戦前の原爆開発に加わった嵯峨根達吉東大助教授やアメリカの原子力関係者などから新しい多くの原子力情報を身につけた。

帰国後、米原水爆実験による「第五福竜丸」被ばく事件が明るみに出る直前に、強行突破でわが国初の「原発建設予算」の計上に成功（昭和二十九年）。引き続き、「原発で総理に」の野望に燃え、のちに「原子力の父」と呼ばれる正力松太郎科学技術庁長官（読売新聞社主）と二人三脚で原子力基本法制定、原子力委員会設置（昭和三十一年）など、原子力導入の法制や機構の整備に突進する。

このような性急な政治の流れに、当時、日本学術会議などでは「軍事利用の方向へ流れる可能性が強い」として、非常に抵抗が強かったが、「学者がモタモタしているから」と、中曾根らは突っ走った。これに歯止めをかけようと、科学者たちが提唱したのが、「平和利用に限る」を前提にしたいいわゆる「原子力三原則」（民主・自主・公開）で、原子力基本法にも織り込まれた。

これ以降、日本の戦後原子力政策が「平和利用」を錦の御旗に掲げてきたことは言を俟たない。ヒロシマ・ナガサキで放射能の洗礼を受けた世界最初の被爆国・日本。原爆に対する拒絶反応は、強い。そこに原子力を持ち込むことになる。

「日本人は原子爆弾の世界唯一の被害者であるから、原子力に関する限り、最も強力な発言の資格がある。原爆で殺された人々の霊のためにも、日本人の手で原子力の研究を進め、平和的な原子力研究を行う権利を最も持っている」（科学者・武谷三男氏）「改造」一九五二年一〇月」というロジックが力説された。どう見てもこじつけの詭弁にしか思えないが、これが堂々とまかり通り始めたのである。

「恐ろしいものは、使いようで素晴らしいものと同義語になる」（読売新聞）、「残酷極まる大量殺りく兵器にもなるし、人類に無限の幸福をもたらす建設的エネルギーでもある」（「朝日新聞」という「夢のエネルギー」）「無限のエネルギー」キャンペーンも、マスメディアを含め官民挙げて繰り広げられた。

アメリカでは、原爆への敵愾心、恐怖感を払しょくするために「広島に原発建設を」という「平和利用」構想が真剣に議論された。議会にその趣旨の提案がなされたこともあった。これには語るべき言葉もない。

## 「核」への誘惑

もともと「原子力は、核兵器開発の技術」であるということ忘れてはいけない。技術的に見れば、「原爆」と「原発」は、一卵性双生児なのである。「原子力技術は、軍事利用できないものと軍事利用しかできないものには分けられない」（科学者・高木仁三郎氏）のであって、「軍事利用」だの「平和利用」などと二枚看板を使い分けること自体、ナンセンスなのである。

時代は遡る。一九五二年、自民党がまとめた「科学技術庁設立案」には、はつきり「核兵器を含む化学兵器、原子力開発を目的とする」（原子力会議編「原子力年表」と記されていたし、「政府は再軍備兵器生産に備えて科学技術庁を新設」（読売新聞）と報道された。「平和利用」は「軍事利用」の反義語ではなかったのだ。

一九五七年五月、岸信介首相兼外相が記者会見で「現憲法下でも、自衛のための核兵器保有は許される」と述べ、一九六五年一月訪米中の佐藤栄作首相が「個人としては、中国が核兵器を持つなら、日本も持つべきと考える」と、ラスク國務長官に語った。鎧の下から「軍事転用」がちらついていた。

最近も、自民党の防衛族論客は「核兵器をいつでも持てる能力を備えることこそ、有効な抑止力になる」という持論を展開している。現に、その気になれば、一年後には広島級原発を数千発生産できる能力は既にあり、周辺国にとって軍事的潜在脅威になっているとも指摘され、

すでに「立派な核大国」と評する人もいる。「規制庁法」について、「毎日新聞」が「日本の高い核技術を潜在的な抑止力と捉え、安全保障政策の中に位置づける考え方が背景にある」と、単刀直入に解説していた。

また、ある評論家がテレビ番組で「アメリカの核の傘を受け入れる一方で、脱原発を叫ぶのは、どういうことか」と力説していたのを聞いた。核の傘から抜け出るのなら、原発推進するしかないーと言いたげに聞こえる。

「秘密会議」問題で非難を浴びている内閣府原子力委員会も、気懸りの一つ。使用済み核燃料を再処理して核兵器の原料になりうるプルトニウムを取り出す核燃サイクル政策の見直しを議論している。難航しようだが、ここにも「軍事利用」「核開発」の幻影がちらついているのではないかと勘繰りたくなる。

さらに言えば、福島原発後も政府・産業界が躍起になっている「原発輸出」。「平和利用」にどこまでタガをはめることができるのか。結果として「核輸出」にならない保証はあるのか。

「非核三原則」とともに、揺らぎながらも「平和利用」は堅持されてきている。それなのに、なぜ「安全保障に資する」なのか。「平和利用」の「一八〇度の政策転換」と決めつけるのは、杞憂に過ぎないであろうか。（荒武一彦）

本稿は『ニュース』二〇一二年夏季号に掲載したものである。